

鳥取県告示第 354 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 19 年 5 月 26 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 10 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 1 申請のあった年月日
平成 19 年 3 月 26 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 Studio-E
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
大森 克美
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市湖山町東五丁目 206
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、もっぱら在宅で就労を営む障害者等に対して、在宅における職業能力の開発とその能力を生かした雇用機会の拡充に関する支援をおこない、障害者等の社会参加の促進を図ることを目的とする。